

清瀬市公共施設再編計画改訂支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 件名 清瀬市公共施設再編計画改訂支援業務
- (2) 目的 清瀬市が令和元年5月に策定した清瀬市公共施設再編計画の改訂案の作成支援にかかる受託者を選定するにあたり、本業務の内容を十分に理解したうえで、最も適切かつ効果的な企画提案を行った者を優先交渉権者として選定するため必要な事項を定める。
- (3) 内容 清瀬市公共施設再編計画の作成等（詳細は、別紙「清瀬市公共施設再編計画改訂支援業務仕様書（案）」を参照）
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年7月31日まで（12か月）
- (5) その他 「清瀬市公共施設再編計画改訂支援業務仕様書（案）」のとおり

2 業務に要する費用（予定価格）

19,000,000円（税込み）

3 参加資格

プロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる資格要件等を満たすとする。

- (1) 清瀬市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年以内に、公共施設再編計画の策定または改訂の受託実績があること。
- (6) 前各号にかかわらず、必要な参加資格要件は、該当業務の内容等に応じて定めるものとする。

4 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、「清瀬市公共施設再編計画改訂支援業務仕様書（案）」等を理解した上で、「参加表明書（様式1）」を提出すること。

提出書類	様式等	提出部数
参加表明書	【様式1】 添付資料：入札参加資格登録証の写し	1部

(2) 提出期間等

令和8年5月8日（金）から令和8年5月27日（水）16時00分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和8年5月27日（水）までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出場所

清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係

(5) 参加資格審査通知

令和8年6月3日（水）に電子メールにより通知する

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和8年5月15日（金）16時00分まで（必着）

(2) 提出方法

質疑がある場合、別紙（様式5）に質問内容を記入のうえ、メールにより提出すること。なお、質問書の提出回数は、1回のみとする。また、メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 提出先 mirai_sozo@city.kiyose.lg.jp

(4) 回答予定日 令和8年5月21日（木）

(5) 回答方法

回答は、質問があった全社分ホームページに公表するとともに、質問者にはメールにて回答する。

7 企画提案書等の作成及び提出

参加事業者は、企画提案書等の必要書類を、以下のとおり作成し提出すること。

(1) 必要書類・必要部数

提出書類	様式等	提出部数
企画提案書	【様式2】 企画提案書表紙	1部
	【様式3】 業務実施体制	10部 <small>(様式3～4を1組とする)</small>
	【様式4】 業務実績	
	【様式自由】 業務提案書 添付資料：業務行程、スケジュール表	10部
	【様式自由】 見積書	1部
	【参考資料】 参加事業者の自社パンフレット	1部

(2) 企画提案書規格・構成 自由

(3) 提出期限 令和8年6月12日（金）16時00分まで（必着）

(4) 提出場所 清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係

(5) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和8年6月12日（金）までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

8 審査概要

審査委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる業者を選定する。

（１）審査方法

ア 一次審査

委員会において、次の項目について審査し評価する。

	評価項目	評価事項	指標
会社概要の評価	経営規模	経営規模の妥当性	資本金、売上高等
	業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	企業の技術者数等
	業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種・類似業務の実績等
	実施体制	適切な業務を提供できる実施体制	経験年数、実務実績の有無等
担当者評価	担当者評価	担当者の経験や実績等	経験年数、実務実績の有無等
社会貢献度	女性活躍の推進	女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組んでいるか	厚生労働大臣による認定（えるぼし）
	子育て世代への支援	子育てサポートに積極的に取り組んでいるか	厚生労働大臣による認定（くるみん）
経費	経費見積	提案された内容について適切に積算されているか	見積書

イ 二次審査

委員会において、次の項目について審査し、企画提案内容を総合的に評価する。審査にあたっては、企画提案書等の内容に関する事業者のプレゼンテーションを実施し、これを参考にすることとする。

評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。

	評価項目	評価事項	指標	
提案内容評価	業務の実施手続き	業務実施手続きを示す業務フロー又は工程表等は妥当か	市と受託者の役割が明確になっており、市側の庁内調整の時間などが考慮された無理のない工程であるか	
	現況・課題への理解度	地域の現況・特有の課題への理解は十分か。	市の財政状況や人口動態、これまでの公共施設の再編経過など地域特性等余条件の理解度があるか。	
	提案事項を実施するにあたっての取組方針	本業務の目的や内容を理解し、目的を果たすために有効な提案がなされているか。	公共施設マネジメントの実効性向上や、持続可能なまちづくりへの寄与など、業務目的に適った提案であるか。	
	仕様内容の的確性	基礎情報の整理	的確かつ妥当な手法で維持管理コスト等の中長期的な見通し分析が提案されているか。また、地域開発動向を考慮した信頼性の高い人口推計手法であるか。	第三者が納得できる客観的根拠に基づき、昨今の物価上昇も考慮された、妥当でわかりやすい試算方法と単価設定が提案されているか。また、将来の宅地開発などを考慮した人口推計手法であるか。
		市民との合意形成	市民との合意形成を重視した提案内容になっているか。	効果的な市民ニーズの把握、理解促進のためのワークショップや意識調査、説明会が提案されているか。
		地域レベルの公共施設再編	地域ごとの公共施設の再編の方向性を示す提案になっているか。	小中学校区ごとの人口推計を基に、地域レベルの公共施設再編の方向性を再検討する提案がされているか。
	追加提案	仕様書（案）に記載のない項目において、業務の目的達成のための独自提案ができているか。		
プレゼンテーション	資料調達力	資料等がわかりやすいか、誤字脱字が少ないか。		
	説得力	説明に説得力があるか。		
	取組姿勢	積極的に取組む意欲を感じられるか。		

※上記内容を参考に、発注業務に適した評価項目を加除修正のうえ、項目ごとに点数配分を設定する。

9 プレゼンテーション

二次審査に進んだ企画提案者によるプレゼンテーションと審査委員会によるヒアリングを下記のとおり実施する。プレゼンテーションの日程（時刻）や場所等については、別途プレゼンテーション参加要請を通知する。

- (1) 実施日 令和8年7月3日（金）
- (2) 場所 清瀬市役所本庁舎3階 会見室
- (3) 参加可能人数 5人
- (4) 提案時間 1者につき 55分
入退場準備等 5分
プレゼンテーション 25分
質疑応答 25分
- (5) その他

プレゼンテーション時の追加資料の使用は認めない。

会場設備：プロジェクター、スクリーン又はモニター

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に対し、令和8年7月10日（金）（※予定）までに本市より書面で通知する。なお、結果について、提案採用者名を清瀬市ホームページに公表する。審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

10 日程

- 公募開始（告示）：令和8年5月8日（金）
- 質疑書 〆切：令和8年5月15日（金）
- 質疑書 回答：令和8年5月21日（木）
- 参加表明書 〆切：令和8年5月27日（水）
- 参加承諾・提案依頼：令和8年6月3日（水）
- 提案書提出 〆切：令和8年6月12日（金） 16時まで
- プレゼンテーション：令和8年7月3日（金）
- 選定結果の通知：令和8年7月10日（金）までに通知
- 契約締結（予定）：令和8年7月下旬
- 業務開始日：令和8年8月3日（月）

11 失格条項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。

- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

1.2 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 参加表明以降、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により担当課あてに提出する。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合がある。
- (6) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (7) 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しない。ただし、清瀬市情報公開条例（平成13年清瀬市条例第20号。以下「条例」という。）による公文書開示請求があった場合は、市が条例第7条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則、すべて開示するものとする。

提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を調製し、その旨を当市プロポーザル担当者に事前に通知した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、市が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

1.3 担当課

清瀬市経営政策部未来創造課イノベーション推進係

〒204-8511

清瀬市中里五丁目842番地

（清瀬市役所本庁舎3階18番窓口）

Tel 042-497-1802（直通）

E-mail :mirai_sozo@city.kiyose.lg.jp